

簡易水道料金改定修正案に対する意見概要

郡山市簡易水道料金審議会 各委員意見概要

1 料金水準について	2 料金算定期間（10年）について	3 その他
◎ 将来的には上水道水準への引き上げも止むを得ないが、水は自然に手に入るものとする考えが根強い。	◎ 当初案と比して10年間の段階的な改定であれば住民も納得せざるを得ない。	・簡易水道の維持管理費用を料金で賄うために値上げが必要であることを根強く周知すべき。 ・（一方で）上水道利用者への水の大切さ等を周知する活動をより一層強化して欲しい。
◎ ・最低限の原価を受益者が料金負担することが必要。 ・10年目に料金回収率101%となる「上水道の88%」は妥当な料金水準	◎ 経過措置、改定率も工夫されており、ほぼ妥当な案である。	①施設老朽化に伴う改修・更新が今後の課題であること、②湖南住民の猪苗代湖水質維持への水道料金以外の施策での対応について、答申への付記検討を（②については、他の地区に対する配慮・整合性が課題か）
◎ 10年目に標準世帯で上水道の約88%という料金水準については、計画としては良いと思う。	◎ ・人口減少、世帯数減少は避けたい部分であると思うが、概ね10年程度にしないといけないと思う。 ・あまり期間をのばし過ぎると、バランスが悪くなる様な気がする。	・住民への丁寧な説明、対応等により時間をかけた方が良い。 ・何らかの形で地元へ還元される補助金やメリットが出せると良い
◎ 住民感情としては値上げに賛成とは言えないが、個人としては今後の維持管理等を含め止むを得ないと思う。	◎ 審議会の結果を踏まえ、大筋で合意する。	住民に理解をしていただくための最善の方策を検討されたい（住民説明会以外に）。
◎ 市で料金水準統一すべきという考え方、上水道と同額では負担が大きいという感覚、いずれも理解できるので目標は妥当。	△ ・地方債償還終了に合わせた形で区切りとしては良い。 ・中田の料金上昇が急激なものになるので、湖南・熱海中山+2年程度とした方が良い。	・改修・更新費用が大きい。必要ではあるが、削減の方策を検討すべき。 ・単価の上昇のみでは厳しいため、利用者減少を食い止める対策が必要。
◎ 賛成である。上水道料金と同等なので良いと思う。	△ ・本来一括で上げることが望ましい。赤字額を減らすことが目的であるのでせめて期間短縮を。 ・先延ばしにすることは将来の人々に迷惑をかける。「やり切る覚悟」が有るか否か。	・水はライフラインの中でも一番大切なので、民間経営ではだめだと思う。 ・最終目標は上水道との統合だと思う。
○ 基本的に事務局案に賛同するが、10年目（で上水道水準の約9割に達するのは、その間上水道利用者との不公平な状態が続くため）は長すぎると感じた。	◎ ・妥当だと感じる。 ・安定した給水運営のための補修、設備投資をしっかりと実施してほしい。	特になし
○ 現状を見ると水準は厳しい。今後10年で更なる人口減少等、状況の変化で見直しが必要になるのでは。	○ 10年後には状況が更に変わると思われるので、2年に1度程度の見直し協議が必要	市民の負担増を求めるなら、説明し理解を得るのに時間が必要。早めに対応をしていく必要がある。
△ ・20年間据え置き後の改定であり、住民負担を考え（上水道料金水準の）80%の改定をお願いしたい。 ・上水道との料金統一は将来的に審議会等で改定していく方向が良いのでは。	◎ 前回の4年からの修正案10年は住民にとって受け入れやすいと思う。	・今回の改定では住民負担を少なくすることを望む。 ・上水道との料金統一など課題はあるだろうが、住民にできるだけ配慮を。
△ 低コストで運営しているので、なるべく低料金でお願いしたい。	◎ 10年間での改正は良いと思う。	はじめに上水道並みの料金ありきでは審議会等は不要である。
△ 目標とする水準をもう少し低く検討できないか。	○ その間の再検討のないことを確認し、適当であるとする。	住民の周知について、良く考えて欲しい。説明会がただの説明にならぬ様、十分な配慮を。

2019. 5. 17 簡易水道料金改定修正案 委員からの意見と事務局の考え

1 料金水準について

◆もう少し水準を下げられないか。

- ・令和10年度に現在の地方債償還が完了⇒令和11年度には維持管理費用のみ
- ・「最低限の費用を料金収入によって回収できる」経営状態＝料金回収率100%以上
⇒ 上水道の約88%の水準
⇒ それを下回る経営目標の設定は根拠を見出すのが難しい。

◆コストがかかっていない地区は低い料金水準で良いのではないか。

- ・全ての地区が赤字、多額の一般会計繰入金（＝簡水を使用していない市民の負担）
- ・本来は全地区で今回案より高額な料金への改定が必要
- ・今後、老朽化した施設の更新費用等が必要 ⇔ 現状のコストのみを考慮した料金
⇒ 将来的により大きな利用者負担、赤字補てん（小規模地区で顕著）
- ・今後の料金上昇を少しでも抑える
⇒ 各地区を一体的に経営し基盤強化
⇒ 市内の簡易水道料金は算定期間内で統一

2 料金算定期間（10年）について

◆10年の間に再度見直しがないこと（が望まれる。）。

◆10年の間に状況が変わることもある。定期的な見直しの協議が必要では。

- ・料金は、経過措置を含め「郡山市簡易水道条例」によって定める
⇒ 議会の承認 ※ 改正に当たっては、今後とも審議会や住民説明等、様々な過程
- ・過去に長期間、料金の検討・審議が行われなかった反省
⇒ 来年度以降も、審議会による経営状況の確認と料金の検証を継続
- ・利用者の家計負担を考慮し、著しい社会経済情勢や経営の悪化等が無い限り計画通り改定を実施

◆10年は長すぎないか。

- ・前回の審議等から目標とする料金水準への短期間での改定は厳しいと判断
- ・総務省が地方公営企業に策定を求める「経営戦略」における計画期間が10年
- ・現在経営上大きな負担となっている地方債償還が令和10年に完了

◆地区の料金格差を考慮し、8年と10年、10年と12年等期間に差を設けては。

- ・今回案は、全地区の収支を一体のものとして経営指標等を積算
⇒ ①算定期間、②改定の時期、③最終的な料金水準 は可能な限り統一
- ・目標とする水準が同じで期間を短くした場合
⇒ ①経過措置の期間を短くする、②改定の回数を減らし、改定率上昇 等
⇒ 利用者の負担感増加を懸念
- ・10年以上の期間延長
⇒ 経営状態及び他地区や上水道との負担の公平等を考慮